原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄 (公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 原子炉施設保安規定の変更認可申請の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、令和元年11月15日付け令01原機(科保)028をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請を別紙のとおり補正いたします。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更(補正)

令和元年11月15日付け令01原機(科保)028をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請書を次のとおり補正する。

1. 補正の内容

- (1)変更認可申請書の別紙の変更
 - 1)変更認可申請書の別紙を別紙1に改める。
- (2)変更認可申請書の別添の変更

変更認可申請書の別添(原子炉施設保安規定 新旧対照表)を別紙2に改める。なお、別紙2においては、令和3年2月9日付け原規規発第2102095号で認可を受けた原子炉施設保安規定に対して、以下の補正を含む全ての変更の内容を示す。

1) 第8編において、廃止措置に伴い施設管理に係る活動を変更する。

2. 補正の理由

- (1)変更認可申請書の別紙の変更 変更する事項を明確化するため。
- (2)変更認可申請書の別添の変更

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正(令和2年4月1日付け施行)に伴う試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の改正内容を反映するため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。

1. 変更の内容

変更の内容は以下のとおり。詳細を別添「新旧対照表」に示す。

- (1) TCA廃止措置に伴う変更
 - 1) 第1編及び第8編において、TCAの保安の監督を行う者をTCA原子炉主 任技術者から、TCA廃止措置施設保安主務者に変更する。
 - 2) 第1編及び第8編において、TCA運転長に関する記載を削除する。
 - 3) 第1編及び第8編において、TCAの運転に関する記載を削除する。
 - 4) 第1編及び第8編において、廃止措置中の保安教育に関する記載を追加する。
 - 5) 第1編において、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第6条に基づき記録すべき事項を変更する。
 - 6)第1編、第2編及び第8編において、保管廃棄施設の設定に伴う放射性廃棄 物の管理に係る記載を追加する。
 - 7) 第8編において、放射線測定機器及び警報装置の作動条件を変更する。
 - 8) 第8編において、廃止措置に伴い施設管理に係る活動を変更する。
 - 9) 第8編において、機能停止措置に関する記載を追加する。
 - 10) 第8編において、燃料要素の受入れに関する記載を削除する。
 - 11) 第8編において、燃料要素の輸送容器への収納に関する記載を追加する。
 - 12) 第8編において、燃料要素の情報の引渡しに関する記載を追加する。
 - 13) 第8編において、警報装置及び緊急停止連動装置が作動した場合の措置に関する記載を削除する。

(2) 記載の適正化

- 1)条の削除及び整理により、条番号、項番号及び号番号を一部変更する。
- 2) 用語の適正化を行う。

2. 変更の理由

- (1) TCA廃止措置に伴う変更
 - 1) TCA原子炉主任技術者に代わり、TCA廃止措置施設保安主務者を選任するため。
 - 2)、3)及び13) TCAの運転を行わないため。
 - 4) 廃止措置期間中の保安教育の内容を明確化するため。
 - 5) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則に基づく記録を廃止措置中に必要な記録に変更するため。
 - 6)保管廃棄施設の設定に伴う放射性廃棄物の管理を明確化するため。
 - 7)廃止措置期間中に必要な放射線測定機器及び警報装置の作動条件に変更するため。

- 8) 廃止措置期間中に実施する施設管理に係る活動に変更するため。
- 9)機能停止措置を明確化するため。
- 10) 燃料要素の受入れを行わないため。
- 11) 燃料要素の輸送容器への収納を明確化するため。
- 12) 燃料要素の情報の引渡しを明確化するため。

(2) 記載の適正化

- 1) 条項番号の適正化のため。
- 2) 用語の適正化のため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表

第1編 総則

令和3年2月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変 更 前	変 更 後	備考
第1編 総則	第1編 総則	
目次(省略)	目 次 (変更なし)	
第1章 通則 (省略)	第1章 通則 (変更なし)	
第2章 保安管理体制	第2章 保安管理体制	
第1節 組織及び職務	第1節 組織及び職務	
第6条 (省略)	第6条 (変更なし)	
(職務)	(職務)	
第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。	第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。	
(1) ~ (38) (省略)	(1) ~ (38) (変更なし)	
(39) 臨界技術第2課長は、施設管理者として、 <u>TCA及び</u> FCAの本体施設に係る	(39) 臨界技術第2課長は、施設管理者として、FCAの本体施設に係る運転及び保	TCA廃止措置に伴う変更
運転及び保守、核燃料管理者として、TCA及びFCAにおける燃料要素の管理	守、核燃料管理者として、FCAにおける燃料要素の管理並びに区域管理者とし	
並びに区域管理者として、TCA及びFCAの管理区域に係る放射線管理に関す	て、FCAの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。 <u>また、施設管理者</u>	TCAの運転に関する条項の削除に
る業務を行う。	として、TCAの本体施設の廃止措置の管理、核燃料管理者として、TCAにお	伴う追記
	ける燃料要素の管理及び区域管理者として、TCAの管理区域に係る放射線管理	
	に関する業務を行う。	
2 ~ 5 (省略)	2 ~ 5 (変更なし)	
第8条 (省略)	第8条 (変更なし)	
(運転長の設置)	(運転長の設置)	
第9条 第7条第1項第39号に定める臨界技術第2課長の業務のうち、 <u>TCA及び</u> F	第9条 第7条第1項第 39 号に定める臨界技術第2課長の業務のうち、FCAに関す	TCA廃止措置に伴いTCA運転長
CAに関する業務の一部を行わせるため、臨界技術第2課にTCA運転長及びFC	る業務の一部を行わせるため、臨界技術第2課にFCA運転長を置く。	を削除
A運転長を置く。		
2 運転長の職務を補佐し、その職務を代理させるため、運転長代理を置く。	2 運転長の職務を補佐し、その職務を代理させるため、運転長代理を置く。	
3 運転長及び運転長代理は、所長が指名する。	3 運転長及び運転長代理は、所長が指名する。	
第 10 条 (省略)	第 10 条 (変更なし)	
第2節 委員会 (省略)	第2節 委員会 (変更なし)	

変更前

第3節 原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者

(原子炉主任技術者の選任)

第14条 理事長は、法第40条の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる施設の運転に関 する保安の監督を行わせるため、同表の右欄に掲げる原子炉主任技術者を原子炉主 任技術者免状を有する職員のうちから選任しなければならない。

施設	原子炉主任技術者
J R R − 3	JRR-3原子炉主任技術者
N S R R	N S R R原子炉主任技術者
<u>T C A</u>	T C A原子炉主任技術者
F C A	F C A原子炉主任技術者
STACY	STACY原子炉主任技術者

- め、必要に応じ代行者を原子炉主任技術者の免状を有する職員のうちから選任する。
- 任技術者は、 IRR-3原子炉主任技術者とする。
- 4 廃棄物処理場の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、第1項の原子 炉主任技術者のうちから、理事長が選任する。
- 5 原子力科学研究所の共通施設に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者(以下こ の編において「共通施設原子炉主任技術者」という。)は、第1項の原子炉主任技術 者のうちから、理事長が選任する。

(廃止措置施設保安主務者の選任)

第14条の2 所長は、次の表の左欄に掲げる施設の廃止措置に関する保安の監督を行 | 第14条の2 所長は、次の表の左欄に掲げる施設の廃止措置に関する保安の監督を行 わせるため、同表の右欄に掲げる廃止措置施設保安主務者を選任する。

施設	廃止措置施設保安主務者
J R R — 2	JRR-2廃止措置施設保安主務者
JRR-4	JRR-4廃止措置施設保安主務者
TRACY	TRACY廃止措置施設保安主務者

2 所長は、廃止措置施設保安主務者を、次の表の左欄に掲げる原子炉施設の状態に 2 所長は、廃止措置施設保安主務者を、次の表の左欄に掲げる原子炉施設の状態に 応じて、同表の右欄に掲げる資格を有する職員のうちから、原子炉主任技術者免状 を有する者以外の場合は実務経験を考慮して選任しなければならない。

原子炉施設の状態	廃止措置施設保安主務者の資格	
廃止措置施設に核燃料物質が	以下のいずれかに該当する者	
存在する場合	①原子炉主任技術者免状を有する者	

変更後

第3節 原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者

(原子炉主任技術者の選任)

第14条 理事長は、法第40条の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる施設の運転に関 する保安の監督を行わせるため、同表の右欄に掲げる原子炉主任技術者を原子炉主 任技術者免状を有する職員のうちから選任しなければならない。

施設	原子炉主任技術者
J R R − 3	JRR-3原子炉主任技術者
N S R R	N S R R原子炉主任技術者
(削る)	
F C A	F C A原子炉主任技術者
STACY	STACY原子炉主任技術者

2 理事長は、原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合その職務を代行させるた │ 2 理事長は、原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合その職務を代行させるた め、必要に応じ代行者を原子炉主任技術者の免状を有する職員のうちから選任する。

- 3 周辺監視区域における放射線測定機器の運転に関する保安の監督を行う原子炉主 3 周辺監視区域における放射線測定機器の運転に関する保安の監督を行う原子炉主 任技術者は、 IRR-3原子炉主任技術者とする。
 - 4 廃棄物処理場の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、第1項の原子 炉主任技術者のうちから、理事長が選任する。
 - 5 原子力科学研究所の共通施設に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者(以下こ の編において「共通施設原子炉主任技術者」という。)は、第1項の原子炉主任技術 者のうちから、理事長が選任する。

(廃止措置施設保安主務者の選任)

わせるため、同表の右欄に掲げる廃止措置施設保安主務者を選任する。

施設	廃止措置施設保安主務者
J R R – 2	JRR-2廃止措置施設保安主務者
J R R — 4	JRR-4廃止措置施設保安主務者
T C A	T C A廃止措置施設保安主務者
ТКАСҮ	TRACY廃止措置施設保安主務者

応じて、同表の右欄に掲げる資格を有する職員のうちから、原子炉主任技術者免状 を有する者以外の場合は実務経験を考慮して選任しなければならない。

原子炉施設の状態	廃止措置施設保安主務者の資格
廃止措置施設に核燃料物質が	以下のいずれかに該当する者
存在する場合	①原子炉主任技術者免状を有する者

廃止措置に伴いTCA原子炉主任技 術者を削除

備考

廃止措置に伴いTCA廃止措置施設 保安主務者を追加

	変更前		変 更 後	備考			
	②核燃料取扱主任者免状を有する者		②核燃料取扱主任者免状を有する者				
	③技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を		③技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を				
	受けた者		受けた者				
廃止措置施設に核燃料物質	質が 以下のいずれかに該当する者	廃止措置施設に核燃料物質が	以下のいずれかに該当する者				
存在しない場合	①原子炉主任技術者免状を有する者	存在しない場合	①原子炉主任技術者免状を有する者				
	②核燃料取扱主任者免状を有する者		②核燃料取扱主任者免状を有する者				
	③技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を		③技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を				
	受けた者		受けた者				
	④第1種放射線取扱主任者免状を有する者		④第1種放射線取扱主任者免状を有する者				
3 所長は、廃止措置施設保3		3 所長は、廃止措置施設保安主	務者が職務を遂行できない場合その職務を代行させ				
るため、必要に応じ代行者を	と前項に基づき選任する。	るため、必要に応じ代行者を前り	項に基づき選任する。				
第 15 条 ~ 第 16 条 (省	洛)	第 15 条 ~ 第 16 条 (変更な	L)				
第4節 独立検査組織 (省略)	第4節 独立検査組織 (変更	[なし]				
第3章 品質マネジメント計画	(省略)	第3章 品質マネジメント計画 (変更なし)					
第4章 放射性廃棄物及び廃棄	物の仕掛品の管理 (省略)	第4章 放射性廃棄物及び廃棄物の					
第4章の2 共通施設の管理	(省略)	第4章の2 共通施設の管理 (変					
第5章 核燃料物質等の運搬	(省略)	第5章 核燃料物質等の運搬 (変					
第6章 保安教育及び保安訓練	(省略)	第6章 保安教育及び保安訓練 (
第7章 原子炉施設の定期的な	評価 (省略)	第7章 原子炉施設の定期的な評価					
第8章 非常の場合に講ずべき	措置(省略)	第8章 非常の場合に講ずべき措置					
第9章 研究所に所属しない職 線管理 (省略)	員等、及び職員等以外の者に対する保安措置及び放射	第9章 研究所に所属しない職員等 線管理 (変更なし)					
第 10 章 記録及び報告 (省電	各)	第 10 章 記録及び報告 (変更な					

変更前						変 更 後						備 考		
別表第1	原子炉施設の区	分(第3条関					別表第1 原	原子炉施設の区	分(第3条間	関係)				
区分	本体施設	利用施設	特定施設	屋内管理用放射線	座外官理用	放射線管理	区分	本体施設	利用施設	特定施設	屋内管理用放射線	放射線管理施設 屋外管理用力 設(放射線管理	
				管理設備	HA.	· Vita					管理設備	100	//10	
廃棄物処 理場	(省略)					第 2 編 別 表第 15 に	廃棄物処 理場	(省略)					第 2 編 別 表第 15 に	
J R R - 2	(省略)					掲げる放 射線測定	J R R - 2	(省略)					掲げる放 射線測定	
JRR-3	(省略)					機器	J R R - 3	(省略)					機器	
J R R – 4	(省略)						J R R — 4	(省略)					·	
NSRR	(省略)						NSRR	(省略)						
TCA FCA STACY TRACY			(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	表だダニく別に放定 までダニく別に放定機器 を取り、表現射器 を取り、表現射器	<u>表第 11</u> に 掲 げ る 排 気 ダ ス ト モニタ		TCA FCA STACY TRACY	 (1)原子炉本体 (直) (直) 核燃料物質 貯蔵施設 (3)原子炉格納施設 (4) その他特定施設備 (省略) (省略) 		(1) 受変電設備 (削る) (2) 気体廃棄 設備 (3) 液体廃棄 設備 (削る)	表第3 (た気モ除び4 る)表掲げ	表第3 掲げる排 気ダスト モニタ		第8編の表番号の変更に伴う変更解体対象施設である計測制御系統施設、非常用電源設備及び空気圧縮設備を削除、号番号の繰上げ
* :	」 STACY及ひ	·TRACY#	<u></u> 共用				* : 5	L STACY及び	 ₹TRACY∄	 共用				
** :	S T A C Y 及 U	TRACY-	一部共用				** : \$	STACY及び 2 ~ 別表録	TRACY-	一部共用				

変更前						変更後							備考	
別表第5 原子炉施設の保安活動に従事する者の保安教育実施方針(第32条関係)							別表第5 原子炉施設							
保安教育項目			 線業務従	線業務従事者		業務従事 者以外	保安教育項目		放射線業務従事者		事者		業務従事	
(教育時間数)	教育内容	職員等		等以外	- 職員等	職員等	(教育時間数)	教育内容	職員等	職員等以外		職員等	職員等	
			長期	短期		以外			-	長期	短期	- 似貝守	以外	
関係法令及び保安規定 の遵守に関すること	原子力関連の法令概要に関すること。	Δ	Δ	Δ	\triangle	0	関係法令及び保安規定 の遵守に関すること	原子力関連の法令概要に関すること。	Δ	Δ	Δ	Δ	0	
(1時間以上)	本規定の保安管理体制、保安教育、 記録及び報告等に関すること。	0	©	©	0	©	(1時間以上)	本規定の保安管理体制、保安教育、 記録及び報告等に関すること。	0	©	0	©	©	
	品質マネジメントに関すること。	0	0	0	0	0		品質マネジメントに関すること。	0	0	0	0	0	
原子炉施設の構造、性能 及び運転に関すること	主要な設備の構造、機能、性能に関すること。						原子炉施設の構造、性能 及び運転に関すること	主要な設備の構造、機能、性能に関すること。						
*2 (2.5 時間以上)	主要な設備の運転管理及び保守管理 に関すること。	©	0	0	0	0	*2 (2.5 時間以上)	主要な設備の運転管理及び保守管理 に関すること。	©) (0	0	0	
	異常時の措置に関すること。							異常時の措置に関すること。						
放射線管理に関すること	管理区域等の区分及び入退域管理に 関すること。						放射線管理に関すること	管理区域等の区分及び入退域管理に 関すること。				×		
*1 (2時間以上)	管理区域内の遵守事項等に関するこ と。	• ©	©	©	×	×	*1 (2時間以上)	管理区域内の遵守事項等に関するこ と。	• ©	©			×	
	放射線等の測定、監視及び防護に関すること。	Δ	Δ	Δ	×	×		放射線等の測定、監視及び防護に関 すること。	Δ	Δ	Δ	×	×	
	一般物品の搬出管理に関すること。	0	0	0	×	×		一般物品の搬出管理に関すること。	0	0	0	×	×	
核燃料物質及び核燃料 物質によって汚染され	核燃料物質等の種類及び性状、並び に臨界管理等に関すること。						核燃料物質及び核燃料 物質によって汚染され	核燃料物質等の種類及び性状、並び に臨界管理等に関すること。						
た物の取扱いに関する	核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄の 作業方法等に関すること。	©	©	0	×	×	た物の取扱いに関する	核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄の 作業方法等に関すること。	©	(i)	0	×	×	
(1.5 時間以上)							(1.5 時間以上)							
非常の場合に講ずべき 処置に関すること (1時間以上)	非常の場合に講ずべき処置の概要に 関すること。	©	©	0	0	0	非常の場合に講ずべき 処置に関すること (1時間以上)	非常の場合に講ずべき処置の概要に 関すること。	©	©	0	©	0	
L 主記							L 注記							
	可以上実施する。ただし、変更	· 改正	があっ	たとき	は、そ	の都度、		回以上実施する。ただし、変更	・改正	があっ	たとき	は、その	の都度、	
	なじた時間教育する。		-	_				なじた時間教育する。		-	_			
	こおいて、長期とは年間契約に	こ基づく	〈作業員	員を、短	短期とに	はその他		こおいて、長期とは年間契約に	こ基づく	〈作業員	員を、気	豆期とは	よその他	
	いう。短期の放射線業務従事者											_ ,		
	業務に応じた時間数とする。	/*/				• • •	対する教育時間は、業務に応じた時間数とする。					,		
L例							凡例							
): 全員が教育の対	象						◎: 全員が教育の対							

変更前	変更後	備考
 ○:業務に関連する者が対象(業務に応じ省略することができる) △:第32条4項に掲げる者は免除することができる項目 ×:対象外 *1:放射線業務従事者の指定教育受講状況に応じて省略ができる項目 *2:廃止措置期間中の施設については廃止措置に関すること。ただし、JRR-2 	 ○:業務に関連する者が対象(業務に応じ省略することができる) △:第32条4項に掲げる者は免除することができる項目 ×:対象外 *1:放射線業務従事者の指定教育受講状況に応じて省略ができる項目 、*2:廃止措置期間中の施設については廃止措置に関すること。ただし、JRR-2、 	
JRR-4及びTRACYの教育内容については、それぞれ第4編、第6編及び第12編に示す。 別表第5の2 ~ 別表第5の3 (省略)	第 JRR-4 <u>TCA</u> 及びTRACYの教育内容については、それぞれ第4編、第6編 <u>、第8編</u> 及び第12編に示す。 別表第5の2 ~ 別表第5の3 (変更なし)	TCA廃止措置に伴う追加
別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)	別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)	
記録 事 項 記録すべき 記録責任 保存責任 保存期間 保安規定各編の該当条番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 11 12	記録 事 項 記録すべき 記録責任 保存責任 保存期間 保安規定各編の該当条番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 11 12	
1. 試験研究用 等原子炉施設の 施設管理(試験 炉規則第9条第 1項に規定する ものをいう。以 下この表におい て同じ。) に係る 記録 イ 使用前確認 の結果	1. 試験研究用 等原子炉施設の 施設管理(試験 炉規則第9条第 1項に規定する ものをいう。以 下この表におい て同じ。) に係る 記録 イ 使用前確認 の結果	TCA廃止措置に伴い運転に関する 条項の削除及び記録の該当条番号を 整理(表中において以下同じ)
ロ 試験炉規則 施設管理の施設管理 施設管理 施設管理 施設管理 が括者 を実施した た試験研究用等原 30 37 22 8 27 6 24 18 19 22 4 の 4 の 2 の 7 の 2 の 2 の 3 の 2 0 2 0 2 0 2 0 3 の 2 0 2 13 30 37 22 8 27 6 24 18 19 22 4 の 2 0 7 の 3 0 3 0 4 0 3 0 3 0 3 0 4 0 3 0 3 0 3 0	ロ 試験炉規則 施設管理の 施設管理 施設管理 施設管理 統括者 施設管理 統括者 130 37 22 8 27 6 24 6 19 22 4の の 2 の 7 の 2 の 2 の 3 の 2 7 0 2 0 2 13 第9条第1項 実施の都度 第4号の規定 本統括者 本統括本 本統括本 <td< td=""><td></td></td<>	
ハ 試験炉規則 第9条第1項 第5号の規定 による施設管 理方針、施設 管理目標及び 施設管理実施 計画の評価の 結果及びその 評価の都度 施設管理 者 施設管理 施設管理 施設で施設管理方 針、施設 管理目標 又は施設 施設管理 上標 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	ハ 試験炉規則 評価の都度 施設管理 施設管理 新価を実 施した試 験研究用 等原子炉 施設の施 管理目標及び 施設管理実施 計画の評価の 結果及びその は では では では では では では できま	

		 E 更 前					備考	
評価の担当者 の氏名		管理実施 計画の改 定				評価の担当者 の氏名	管理実施計画の改定	
2. 運転記録 イ 熱出力並び に炉心におけ る中性子束密 度及び温度	施設管理 施設管理者		14	*4 12 10	10 *4 *4	2. 運転記録 イ 熱出力並び 運転中連続 施設管理 施設管理 に炉心におけ して 者 る中性子束密 度及び温度		
口 (省略)	1		- I - I - I	<u> </u>		ロ(変更なし)		
ハ 制御材の位 運転中1時 置 間ごと ニ ~ ^ (省略)	施設管理 施設管理者 者	1年間	26	12 <u>10</u>	10	ハ 制御材の位 運転中1時 施設管理 施設管理 置 間ごと 者 ニ ~ ^ (変更なし)	1年間 26 12 (削 10 3)	
ト 原子炉(臨 界実験装置に 限る。) 内にお ける燃料体, 減速材, 反射 材及び原子核 分裂の連鎖反 応の反応度を変化させる実 験のために挿 入する物質の 種類, 数量及 び配置		1年間		27	28	ト 原子炉(臨 配置又は配 施設管理 水実験装置に 置替えの都 者 度 ける燃料体,減速材,反射 材及び原子核 分裂の連鎖反 応の反応度を変化させる実験のために挿 入する物質の種類,数量及 び配置	1年間 (削 328	
チ 運転開始前 開始及び停 及び運転停止 止の都度 後の原子炉施 設の点検	施設管理 施設管理者 者	1年間 15	3 6 23 5 8 27	20 <u>14</u> 24 <u>18</u>	15 19	チ 運転開始前 開始及び停 施設管理 施設管理 及び運転停止 止の都度 者 後の原子炉施 設の点検	1年間 13 6 23 20 (削 15 24 조) 19	
	施設管理 施設管理者	1年間	26 52	22 <u>16</u> 45 <u>32</u>	17 33	リ 運転開始, その都度 施設管理 臨界到達,運 転切替え,緊 急遮断及び運 転停止の時刻 並びに安全保 護回路等又は 緊急停止連動 装置の項目	1年間 26	
1	施設管理 施設管理者		3 20 19 70	28 16 <u>13</u> 62 <u>42</u>	13 48 19 43	ヌ 警報装置か その都度 施設管理	1年間 23 20 19 28 16 32 13 48 19 70 62 62	
ル 運転責任者 運転開始及 及び運転員の 氏名並びにこ れらの者の交 代の時刻及び 交代時の引継 事項		1年間	6	4 2	2	ル 運転責任者 運転開始及 施設管理 施設管理 び交代の都 者 氏名並びにこ 度 れらの者の交 代の時刻及び 交代時の引継 事項	1年間 6 4 (削 2	

		変	更 前						変更後備考	
3. 燃料体の記録(試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)									3. 燃料体の記録(試験炉規則 第16条の5の2 第11号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)	
イ 燃料体(使 受渡し 用済燃料を除 度 く。)の種類別 の受渡量	しの都 施設管理 者	施設管理 者	10 年間		33 15 40	30 <u>24</u> 36 <u>29</u>	25 28 29	8 *4		
ロ 原子炉への 挿入の 燃料体の種類 別の挿入量 ハ ~ へ (省略	者		取出後 10 年間		37 *4	34 27	28 *	4 *4		
ト 燃料体の形 挿入前 状又は性状に 取出後 関する検査の 結果	前及び 権設管理 者 (JRR-3 及び JRR- 4 につい ては、 施 設には、 種 又は研究 炉技術課	者 (JRR-3 及び JRR- 4 につい ては、施 設管理者 又は研究	取出後 10 年間		37 *4	34 27	28 *	4 *4		
4. 放射線管理記録			1	1 1	 1		1	•	4. 放射線管理記録	
廃棄し、投性療 等に対対性類性を 物が放射性を 物が放射性を が対射性を が対射性を が対射性を が対射性を が対射性を が対射性を のが が対射性を のが が対射性を のが がが を のが がな のが を のが が のが を のが が を のが を の	の都度 * 5		法 43 条の 第 3 い す 12 第 確 け の 来 7 12 第 確 け の 要 で 間 * 7	47 1					イ ~ チ (変更なし) リ 廃棄施設に 廃棄し、又は 廃棄の都度 * 5 * 6 法 43 条の 47 19 3 の 2 第 3 項にお いて 準用 する法第 物の種類、当 該放射性廃棄 物に含まれる 放射性物質の 数量、当該放射性廃棄物を 容器 に 封 入し、又は容器 に 固型化した 場合には当該 容器の数量及 び比重並びに その廃棄の日 時、場所及び 方法 数 数 数 数 数 数 数 数 数 及 び比重並びに その廃棄の日 時、場所及び 方法 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	
ヌ 放射性廃棄 物を容器に封 入し、又は容 器に固型化し た場合には、 その方法			法43条の第3の項でる条項である条項を 3の項でる条項を 4の第4の項を 4の第4のの受	46 1 Ø 1 2					ヌ 放射性廃棄 物を容器に封 入し、又は容 器に固型化し た場合には、 その方法 *5 *6 法 43 条の 3 の 2 第 3 項において準用 する法第 12 条の6 第 8 項の 確認を受 46 16 の 2	

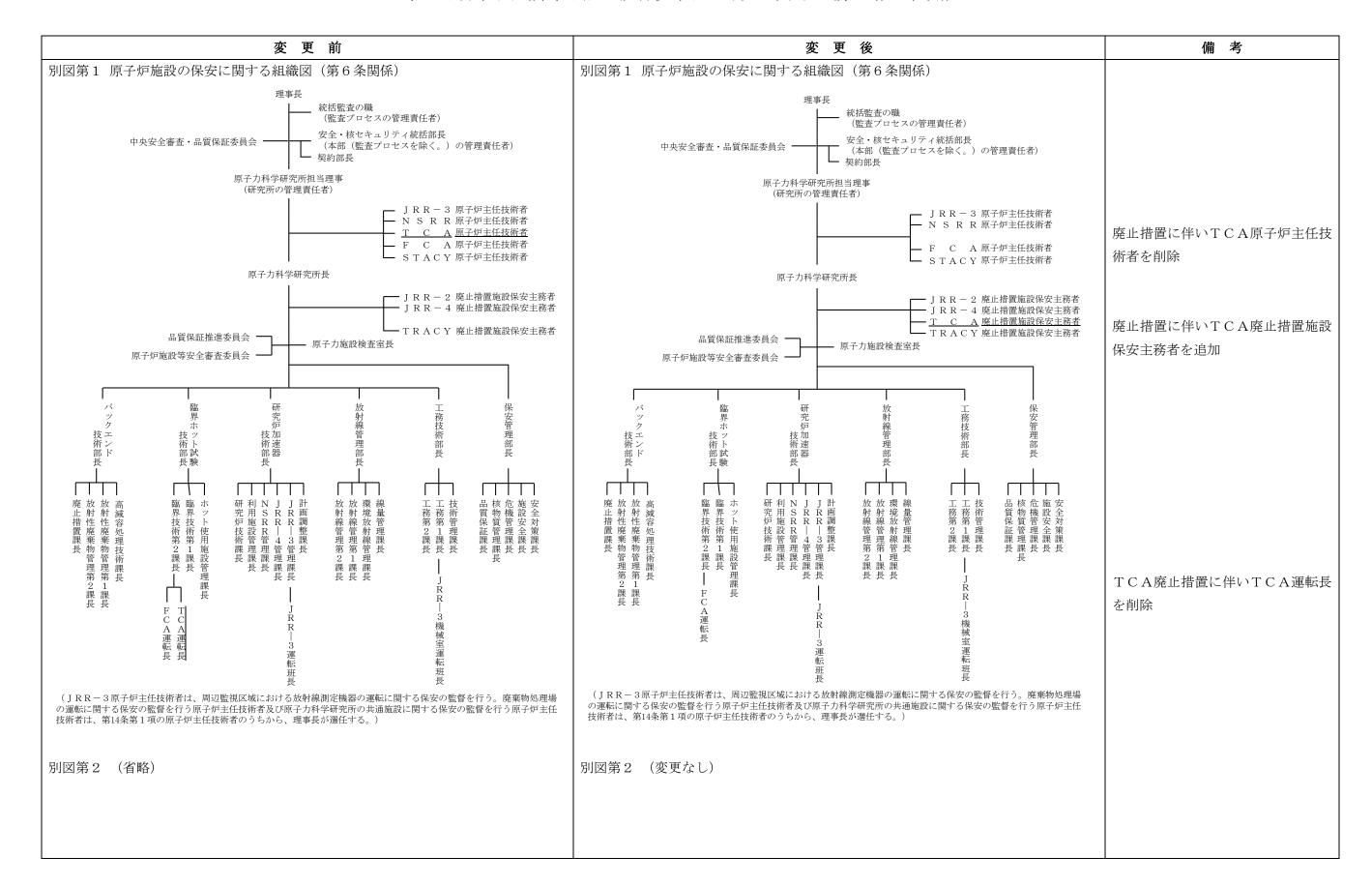
変更前 変更後 ル (省略) (3 略) 5. ~ 11. (省略) た (変更なし) *1:当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存し * 1:当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存し ※ 1:当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存し	原子力科学研究所原子炉施設保安規定新旧対照表(第1編総則)	
ル (省略) 5. ~ 11. (省略) の期間 *7 ル (変更なし) 5. ~ 11. (変更なし)	変更前変更後	備考
委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間 *2:原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。 *3:原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。 *4:当該記録の保存期間が満了するまで保管する。 *5:JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。 *6:JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場管理第1課長とする。 *6:JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、STACY及びTRACYの廃棄物保管場管理第1課長とする。 *6:JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、STACY及びTRACYの廃棄物保管場	### ### ### ### #####################	備 考 管場所を有するTC 軽棄物の保管及び引 系る記録責任者、保 字期間の変更
た課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域	た課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃 棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃 とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃	

所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場 に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記 録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の 確認を受けるまでの期間とする。

*7:JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場 *7:JRR-3、JRR-4、NSRR、<u>TCA、</u>STACY及びTRACYの廃棄 物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃 棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃 棄物に係る記録の保存期間は、法 43 条の3の2第3項において準用する法第 12

条の6第8項の確認を受けるまでの期間とする。

CAにお ド引渡 し前 保存責任



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表

第2編 放射線管理

令和3年2月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前			変 更 後		備考
第2編 放射線管理		第2編 放射線管理			
目次 (省略)		目次 (変更なし)			
かた 4 立た - 北心 L Vú ký rm の 光 V Z ケ (/ L Ví L Ví ký rm の 光 V Z ケ (/ L Ví L V		が 4 立 土し白しが が 7日 ○ 光をマケ	/本中なり /		
第1章 放射線管理の業務 (省略)		第1章 放射線管理の業務	(変更なし)		
第2章 管理区域等の管理		第2章 管理区域等の管理			
第1節 管理区域 ~ 第2節 管理区域の出入管理 (省略	;)	第1節 管理区域 ~ 第2節	5 管理区域の出入管理 (変更	なし)	
第3節 保全区域の管理		第3節 保全区域の管理			
(保全区域の管理)		(保全区域の管理)			
第17条 次の表の左欄に掲げる保全区域の管理は、同表の右根	闌に掲げる者が行う。	第17条 次の表の左欄に掲げ	る保全区域の管理は、同表の右橋	闌に掲げる者が行う。	
保 全 区 域	管理を行う者	保全	区 域	管理を行う者	
第4編第4条に規定する JRR-2に係る保全区域 本体施設	廃止措置課長	第4編第4条に規定する JRR-2に係る保全区域	本体施設	廃止措置課長	
本体施設(使用済燃料貯蔵	JRR-3管理課長		本体施設(使用済燃料貯蔵	JRR-3管理課長	
施設(北地区)を除く。)			施設(北地区)を除く。)		
第5編第10条に規定する 本体施設のうち、使用済燃	研究炉技術課長	第 5 編第 10 条に規定する	本体施設のうち、使用済燃	研究炉技術課長	
JRR-3に係る保全区域 料貯蔵施設 (北地区)		JRR-3に係る保全区域	料貯蔵施設 (北地区)		
利用施設	利用施設管理課長		利用施設	利用施設管理課長	
特定施設	工務第1課長		特定施設	工務第1課長	
第6編第10条に規定する 本体施設	JRR-4管理課長	第6編第10条に規定する	本体施設	JRR-4管理課長	
JRR-4に係る保全区域 特定施設	JRR-4管理課長	JRR-4に係る保全区域	特定施設	JRR-4管理課長	
第7編第8条に規定する 本体施設	NSRR管理課長	第7編第8条に規定する	本体施設	NSRR管理課長	
NSRRに係る保全区域特定施設	工務第1課長	NSRRに係る保全区域	特定施設	工務第1課長	
第8編 <u>第6条</u> に規定する 本体施設	臨界技術第2課長	第8編 <u>第2条</u> に規定する	本体施設	臨界技術第2課長	第8編の条番号の変更に伴
TCAに係る保全区域 特定施設	工務第1課長	TCAに係る保全区域	特定施設	工務第1課長	う変更
第9編第7条に規定する 本体施設	臨界技術第2課長	第9編第7条に規定する	本体施設	臨界技術第2課長	
FCAに係る保全区域 特定施設	工務第1課長	FCAに係る保全区域	特定施設	工務第1課長	
第11編第8条に規定する 本体施設	臨界技術第1課長	第11編第8条に規定する	本体施設	臨界技術第1課長	
STACYに係る保全区域特定施設	工務第1課長	STACYに係る保全区域	特定施設	工務第1課長	
第12編第8条に規定する 本体施設	臨界技術第1課長	第12編第8条に規定する	本体施設	臨界技術第1課長	
TRACYに係る保全区域特定施設	工務第1課長	TRACYに係る保全区域	特定施設	工務第1課長	
2 前項に規定する保全区域の管理を行う者は、所管する保全	区域について、別記様式に	2 前項に規定する保全区域の)管理を行う者は、所管する保全	区域について、別記様式に	

変更前	変更後	備考
示す標識を設ける等の方法により、保全区域を他の場所と区分するとともに、出入り口	示す標識を設ける等の方法により、保全区域を他の場所と区分するとともに、出入り口	
を設けている箇所はかぎの管理を行わなければならない。	を設けている箇所はかぎの管理を行わなければならない。	
第4節 周辺監視区域の管理 ~ 第7節 汚染された物品の管理 (省略)	第4節 周辺監視区域の管理 ~ 第7節 汚染された物品の管理 (変更なし)	
第3章 被ばく管理 ~ 第4章 環境放射線の管理 (省略)	第3章 被ばく管理 ~ 第4章 環境放射線の管理 (変更なし)	
第5章 放射線管理施設の管理	第5章 放射線管理施設の管理	
第37条の2 ~ 第37条の6 (省略)	第37条の2 ~ 第37条の6 (変更なし)	
(放射線測定機器の維持点検及び巡視)	(放射線測定機器の維持点検及び巡視)	
第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6	第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6	
編第27条、第7編第61条、第8編 <u>第41条</u> 、第9編第42条、第11編第47条及び第12編第18	編第27条、第7編第61条、第8編 <u>第31条</u> 、第9編第42条、第11編第47条及び第12編第18	第8編の条番号の変更に伴
条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよ	条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよ	う変更
う、各施設編に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定	う、各施設編に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定	
めるところにより管理しなければならない。	めるところにより管理しなければならない。	
2 ~ 7 (省略)	2 ~ 7 (変更なし)	
第39条 ~ 第42条の3 (省略)	第39条 ~ 第42条の3 (変更なし)	
第6章 核燃料物質等の運搬 (省略)	第6章 核燃料物質等の運搬 (変更なし)	
第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理	第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理	
第46条 (省略)	第46条 (変更なし)	
(廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の引渡し前の措置)	(廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の引渡し前の措置)	
第46条の2 課長等は、前条第1項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄	第46条の2 課長等は、前条第1項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物	
物処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければならな	処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければならない。	
い。ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性廃棄物	ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性廃棄物管理	
管理第1課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質の飛散又は	第1課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏え	
漏えいの防止等の措置を講じなければならない。	いの防止等の措置を講じなければならない。	
2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器若しくはこれを収納した	2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器若しくはこれを収納した	
輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率	輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率	
の測定を行うとともに、別表第22に従って区分しなければならない。	の測定を行うとともに、別表第22に従って区分しなければならない。	
3 課長等は、廃棄物の仕掛品について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関		
する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物(以下「炉規法廃棄物」とい	する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物(以下「炉規法廃棄物」とい	

変更前	変更後	備考
う。)、放射性同位元素等の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性	う。)、放射性同位元素等の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性	
廃棄物(以下「R I 法廃棄物」という。)又はその双方が混在する放射性廃棄物(以下	廃棄物(以下「R I 法廃棄物」という。)又はその双方が混在する放射性廃棄物(以下	
「混在廃棄物」という。) の区分(以下「発生場所の区分」という。)、並びに溶融処理	「混在廃棄物」という。)の区分(以下「発生場所の区分」という。)、並びに溶融処理	
又は処分に係る有害物質(以下「特殊な物質」という。)の有無により区分しなければ	又は処分に係る有害物質(以下「特殊な物質」という。)の有無により区分しなければ	
ならない。	ならない。	
4 課長等は、前3項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付け、	4 課長等は、前3項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付け、	
別表第23に掲げる内容を表示しなければならない。	別表第23に掲げる内容を表示しなければならない。	
5 JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前各項	5 JRR-3、JRR-4、NSRR、 \underline{TCA} 、STACY及びTRACYにおいては、	第8編の廃棄物保管場所の
の措置を講じたものを固体廃棄物とする。	前各項の措置を講じたものを固体廃棄物とする。	設置に伴う追記
(封入後の廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の保管)	(封入後の廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の保管)	
第47条 課長等は、前条の措置を講じた廃棄物の仕掛品を原子炉施設内で保管するとき	第47条 課長等は、前条の措置を講じた廃棄物の仕掛品を原子炉施設内で保管するとき	
は、第3編、第4編 <u>、第8編</u> 及び第9編の管理区域を示す図において指定されている廃	は、第3編、第4編及び第9編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物の仕	第8編の除外
棄物の仕掛品の保管場所で保管しなければならない。ただし、JRR-3、JRR-	掛品の保管場所で保管しなければならない。ただし、JRR-3、JRR-4、NSR	第8編の廃棄物保管場所の
4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前条の措置を講じた固体廃棄物	$R \times \underline{TCA} \times STACY$ 及び $TRACY$ においては、前条の措置を講じた固体廃棄物を	設置に伴う追記
を原子炉施設内で保管するときは、それぞれ第5編から <u>第7編</u> まで、第 11 編及び第 12	原子炉施設内で保管するときは、それぞれ第5編から <u>第8編</u> まで、第 11 編及び第 12 編	
編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所で保管しなければならな	の管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所で保管しなければならな	
V Y _o	V Y _o	
2 区域管理者は、前項の廃棄物の仕掛品の保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、	2 区域管理者は、前項の廃棄物の仕掛品の保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、	
さく等で区画しなければならない。ただし、 $JRR-3$ 、 $JRR-4$ 、 $NSRR$ 、 ST	さく等で区画しなければならない。ただし、 $JRR-3$ 、 $JRR-4$ 、 $NSRR$ 、 \underline{TC}	第8編の廃棄物保管場所の
ACY及びTRACYにおいては、前項の廃棄物保管場所に保管廃棄施設を示す標識を	A、STACY及びTRACYにおいては、前項の廃棄物保管場所に保管廃棄施設を示	設置に伴う追記
設け、当該区域を壁、さく等で区画し、目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示	す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画し、目につきやすい場所に管理上の注意事	
しなければならない。	項を掲示しなければならない。	
3 課長等は、廃棄物の仕掛品又は固体廃棄物を封入した指定の容器が金属製でない場合	3 課長等は、廃棄物の仕掛品又は固体廃棄物を封入した指定の容器が金属製でない場合	
又はビニールシート等により梱包した場合は、金属製の容器又は金属製の保管庫に入れ	又はビニールシート等により梱包した場合は、金属製の容器又は金属製の保管庫に入れ	
なければならない。ただし、金属製の大型機器(ポンプ、配管、タンク等)であって、こ	なければならない。ただし、金属製の大型機器(ポンプ、配管、タンク等)であって、こ	
れを金属製の容器に入れることが困難な場合は、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等	れを金属製の容器に入れることが困難な場合は、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等	
の措置を行うとともに、火災防護上必要な措置を講ずるものとする。	の措置を行うとともに、火災防護上必要な措置を講ずるものとする。	
第48条 ~ 第49条 (省略)	第48条 ~ 第49条 (変更なし)	
第8章 異常時の措置(省略)	第8章 異常時の措置(変更なし)	
別表第1 ~ 別表第25(省略)	別表第1 ~ 別表第25 (変更なし)	
別図第1 (その1) ~ 別図第2 (省略)	別図第1 (その1) ~ 別図第2 (変更なし)	

変更前	変更後	備考
別記様式第1 ~ 別記様式第6(省略)	別記様式第1 ~ 別記様式第6 (変更なし)	
为记录又先 1	別記録以第1 の別記録以第0 (変更なじ)	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表

第8編 TCAの管理

令和3年2月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変 更 前	変 更 後	備考
第8編 TCAの管理	第8編 TCAの管理	
目、次	目次	
第1章 通則(第1条-第9条)	第1章 通則(第1条-第 <u>5</u> 条)	条番号繰上げ
第2章 運転管理	_(削る)_	TCA廃止措置に伴い運転
第1節 運転上の制限(第10条)		管理に関する項目を削除
第2節 炉心装荷物の制限(第11条)		
第3節 運転上の条件(第12条・第13条)		
第4節 運転(第14条-第18条)		
第 <u>3</u> 章 保守管理(<u>第18条の2</u> -第 <u>23</u> 条)	第 <u>2</u> 章 保守管理(第 <u>6</u> 条-第 <u>15</u> 条)	章番号、条番号繰上げ
第 <u>4</u> 章 燃料要素の管理(第 <u>24</u> 条-第 <u>29</u> 条)	第 <u>3</u> 章 燃料要素の管理(第 <u>16</u> 条-第 <u>20</u> 条)	章番号、条番号繰上げ
	第4章 放射性廃棄物の保管(第21条・第22条)	放射性廃棄物の保管につい
第5章 異常時の措置	第5章 異常時の措置	て追加
第1節 警報装置及び緊急停止連動装置が作動した場合の措置(第30条-第33条)	_(削る)_	警報回路、緊急停止連動装
		置に関する記載の削除
第 <u>2</u> 節 点検等において異常を認めた場合の措置(第 <u>34</u> 条・第 <u>34</u> 条 <u>の2</u>)	第 <u>1</u> 節 点検等において異常を認めた場合の措置(第 <u>23</u> 条・第 <u>24</u> 条)	節番号及び条番号繰上げ
第 <u>3</u> 節 燃料要素に異常を認めた場合の措置(第 <u>35</u> 条・第 <u>36</u> 条)	第 <u>2</u> 節 燃料要素に異常を認めた場合の措置(第 <u>25</u> 条・第 <u>26</u> 条)	節番号及び条番号繰上げ
第 <u>4</u> 節 地震後の措置(第 <u>37</u> 条)	第 <u>3</u> 節 地震後の措置(第 <u>27</u> 条)	節番号及び条番号繰上げ
第 <u>5</u> 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置(第 <u>38</u> 条)	第 <u>4</u> 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置(第 <u>28</u> 条)	節番号及び条番号繰上げ
第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置(第39条)	第 <u>5</u> 節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置(第 <u>29</u> 条)	節番号及び条番号繰上げ
第6章 放射線管理(第 <u>40</u> 条-第 <u>42</u> 条)	第6章 放射線管理(第 <u>30</u> 条-第 <u>32</u> 条)	条番号繰上げ
	第7章 保安教育(第33条)	TCA廃止措置に伴い追加
第1章 通則	第1章 通則	
	(適用範囲)	本規定の適用範囲の明確化
第1条 _(削除)_	第1条 この編は、TCA廃止措置計画の第1段階(原子炉の機能停止から燃料搬出まで	
	の段階)及び第2段階(維持管理段階)にのみ適用し、第3段階(解体撤去段階)に着	
	手する前に変更しなければならない。	
(要員の配置)	<u>(削る)</u>	原子炉を運転しないため削
第2条 臨界技術第2課長は、次の各号に掲げるときは、所管する本体施設の運転等に必		除
要な知識を有する者(原子炉の運転管理に関する2ヵ月以上の実務研修並びに設置変更		
許可書、保安規定、施設概要、運転管理、保守管理及び非常時の措置に係る3日以上の		
教育研修を受けた者)を制御室等に配置しなければならない。		
(1) 第14条の定めにより運転開始前の措置を行うとき。		
(2) 原子炉の運転を開始してから第18条の定めにより運転停止後の措置を行うときま		

変更前	変更後	備考
で。 (3) 第27条第2項の定めにより燃料要素を炉心に装荷するとき。 2 臨界技術第2課長は、前項第2号に該当するときは、制御室に2人以上の運転要員を配置しなければならない。 3 工務第1課長は、第1項第1号及び第2号に該当するときは、機械室等に運転要員を配置しなければならない。		
(炉心構成書) 第3条 臨界ホット試験技術部長は、新炉心を構成しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした炉心構成書を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (1) 実験の目的 (2) 最大熱出力 (3) 炉心構成 (4) 給水制限 (5) 過剰反応度 (6) 安全板の反応度 2 前項の炉心構成書は、別表第1に掲げる炉心構成の条件を満たすものでなければならない。 3 所長は、第1項の承認をしようとするときは、TCA原子炉主任技術者(以下この編において「原子炉主任技術者」という。)の同意を得なければならない。	(削る)	原子炉を運転しないため削除
(炉心証明書) 第4条 臨界技術第2課長は、炉心の構成後、次の各号に掲げる事項の測定値及び許容される炉心構成の変化範囲を記載した炉心証明書を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。 (1) 最大出力 (2) 炉心構成 (3) 臨界量 (4) 過剰反応度 (5) 安全板の反応度 (6) 炉心構成の変化範囲 2 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。		原子炉を運転しないため削除

変更前	変更後	備考
(運転実施計画)	(削る)	原子炉を運転しないため削
第5条 臨界技術第2課長は、1週ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにしたTCA		除
運転実施計画(以下この編において「運転実施計画」という。)を作成し、臨界ホット		
試験技術部長の承認を受けなければならない。運転日の追加及び炉心証明書番号を変更		
しようとするときも、同様とする。		
(1) 運転日及び運転時間		
(2) 炉心証明書番号		
(3) 実験の種類		
(4) 熱出力		
(5) 緊急停止連動装置の解除に関する事項		
(6) 炉心装荷物		
(7) インターロックの解除に関する事項		
2 臨界技術第2課長は、運転実施計画に緊急停止連動装置の解除について定めるとき		
は、別表第2に掲げる項目のうち、解除の条件を記載している項目について、解除の条		
件を満足していることを確認しなければならない。		
3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者		
の同意を得なければならない。		
4 臨界技術第2課長は、第1項の承認を受けたときは、その実施前に、工務第1課長及		
び放射線管理第2課長に通知しなければならない。		
(保全区域)	(保全区域)	
第 <u>6</u> 条 TCAの保全区域は、別図第1に示すとおりとする。	第 2 条 TCAの保全区域は、別図第 1 に示すとおりとする。	条番号繰上げ
(鍵の管理)	(鍵の管理)	
第 <u>7</u> 条 臨界技術第2課長は、TCAに係る建家の出入口の鍵 <u>及び本体施設の運転に関す</u>	第 <u>3</u> 条 臨界技術第2課長は、TCAに係る建家の出入口の鍵を管理しなければならない。	
る鍵を管理しなければならない。		転しないため削除
2 工務第1課長は、特定施設に係る建家の出入口の鍵を管理しなければならない。	2 工務第1課長は、特定施設に係る建家の出入口の鍵を管理しなければならない。	
	(Med ex.)	
(運転訓練) 	<u>(削る)</u>	原子炉を運転しないため削
第8条 臨界技術第2課長は、原子炉研修生の運転訓練にあたっては、運転員の監督、指		除
示の下に、訓練を受ける者に次の事項を遵守させなければならない。 (1) 海転場体に関すること		
(1) 運転操作に関すること		
(手引の作成)	(手引の作成)	
第9条 臨界技術第2課長は、本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたT		条番号繰上げ
第 <u>9</u> 末 臨外投州第2昧長は、本体地設に関し、状の行为に掲げる事項について足めた1 CA本体施設運転手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならな	R4 端外技術第2課長は、本体施設に関し、状の存みに掲げる事項について足めた1 CA本体施設管理手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならな	
し A 平 円 旭 以 <u> 世 料</u> 丁 月 で 日 以 し、 畑 介 か ノ 下	し五千円旭以 <u>日生</u> ナガで下級し、幅かれノ下码碳以州即攻り外配で文けなけなけなりな	PLFX Vノルシエニー

変更前	変更後	備考
い。これを変更するときも同様とする。	い。これを変更するときも同様とする。	
(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項	(削る)	原子炉を運転しないため削
(2) 運転操作に関する事項	 _(削る)_	除
(3) 巡視及び点検に関する事項		号番号繰上げ
<u>(4)</u> 異常時の措置に関する事項		号番号繰上げ
<u>(5)</u> 燃料要素の管理に関する事項	<u>(3)</u> 燃料要素の管理に関する事項	号番号繰上げ
	<u>(4) 廃止措置に関する事項</u>	廃止措置に関する事項を追
		加
2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号に掲げる事項について定め	2 工務第1課長は、特定施設に関し、 <u>次の各号</u> に掲げる事項について定めたTCA特定	記載の適正化
たTCA特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。こ	施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更する	
れを変更するときも同様とする。	ときも同様とする。	
	(1) 運転操作に関する事項	第4条第1項の変更に伴う
	(2) 巡視及び点検に関する事項	追記
	(3) 異常時の措置に関する事項	
3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意	3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意	
を得なければならない。	を得なければならない。	
4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、原	4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、 <u>廃</u>	
<u>子炉主任技術者</u> の同意を得なければならない。	<u>止措置施設保安主務者</u> の同意を得なければならない。	TCA廃止措置に伴う変更
5 臨界ホット試験技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認を	5 臨界ホット試験技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認を	
したときは、それぞれ所長に報告しなければならない。	したときは、それぞれ所長に報告しなければならない。	
	(年間管理計画)	施設管理に係る活動の追加
	第5条 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項	
	<u>を明らかにしたTCAの年間管理計画(以下この編において「年間管理計画」という。)</u>	
	<u>を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様</u>	
	<u>とする。</u>	
	(1) 廃止措置に係る項目及びその予定期間	
	(2) 定期事業者検査の予定期間	
	(3) 第12条に定める修理及び改造をする施設、装置又は機器等の名称及び予定期間	
	2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なけ	
	<u>ntiassav.</u>	
	3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けたときは、臨界技術第2課長、工務	
	第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。	
第 9 音 蛋糕答珊	(出して)	原子炉を運転しないため削
第2章 運転管理	<u>(削る)</u>	
第1節 運転上の制限		除

変更前	変更後	備考
(出力の制限)	25 25 25	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
第10条 臨界技術第2課長は、原子炉を運転するときは、最大出力200 ワット以下で、		
かつ、年間積算出力3,050 ワット時以下で行わなければならない。		
第2節 炉心装荷物の制限		
(炉心装荷物の制限)		
第11条 臨界技術第2課長は、第4条に定める炉心証明書及び第5条に定める運転実施		
計画に定められた物以外のものを炉心に装荷してはならない。		
第3節 運転上の条件		
(緊急停止連動装置の作動条件)		
第12条 臨界技術第2課長は、本体施設について、別表第2に掲げるところにより緊急		
停止連動装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、同表の解除の条件を		
満足する場合において、運転実施計画で定めるとき、又はそのつど臨界ホット試験技		
術部長の承認を受けたときは、これを解除することができる。		
2 臨界ホット試験技術部長は、前項ただし書の承認をしようとするときは、原子炉主		
<u>任技術者の同意を得なければならない。</u>		
(警報装置の作動条件)		
第13条 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、別表第3に掲げるところにより警報装		
置が作動するよう設定しなければならない。ただし、前条のただし書きに該当すると		
きは、これを解除することができる。		
<u>第4節 運転</u>		
(運転開始前の措置)		
第14条 原子炉の運転を開始しようとするときは、臨界技術第2課長及び工務第1課長		
は、別表第4に掲げる設備について、それぞれ点検を行い、正常な状態であることを		
確認しなければならない。 2 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、同一運転日において計画停止した原子炉の		
<u> </u>		
<u>産料を存開しようとするとさば、削減の足のにより確認された状態が維持されている</u> ことを確認しなければならない。		
3 工務第1課長は、第1項及び前項の確認の結果を臨界技術第2課長へ通報しなけれ		
びならない。		
(運転開始命令)		
第15条 原子炉の運転開始命令は、臨界技術第2課長が行うものとする。		

変更前	変更後	備考
2 臨界技術第2課長は、原子炉の運転を開始しようとするときは、第14条第3項の定		
めにより特定施設に異常がない旨の通報を受け、かつ、第2編第38条第3項の定めに		
より放射線測定機器の点検の結果に異常がない旨の通報を受けた後でなければ、前項		
の運転開始命令を行ってはならない。ただし、第33条の定めにより確認を行って原子		
炉の運転を開始しようとするときは、この限りでない。		
3 TCA運転長は、臨界技術第2課長の運転開始命令により運転実施計画書に基づ		
き、原子炉の運転を行わなければならない。_		
(運転に係る通報及び表示)		
第16条 TCA運転長は、原子炉の運転を開始又は停止しようとするときは、一斉指令		
装置により運転開始又は停止の通報を行わなければならない。		
2 TCA運転長は、原子炉の運転開始から停止するまで、運転表示灯を点灯しておか		
なければならない。_		
(原子炉運転中の点検)		
第17条 工務第1課長は、原子炉の運転中、特定施設について、第18条の4第1項に定		
める施設管理実施計画又は同条第3項に定める特別な施設管理実施計画に基づき巡視		
しなければならない。		
(運転停止後の措置)		
第18条 臨界技術第2課長は、原子炉の運転を停止したときは、次の各号に掲げる事項		
を確認しなければならない。		
(1) 炉心タンクの水位が零であること。		
(2) 中性子出力が正常に低下していること。		
(3) 安全板が完全に挿入されていること。		
2 前項の確認を行った後、臨界技術第2課長及び工務第1課長は、同日内において再		
起動を行わないときは、別表第5に掲げる設備について、それぞれ点検しなければな		
<u>らない。</u>		
3 工務第1課長は、前項の点検結果を臨界技術第2課長へ通報しなければならない。		
第 <u>3</u> 章 保守管理	第2章 保守管理	章番号繰上げ
(施設管理目標の策定)	(施設管理目標の策定)	
第 <u>18</u> 条 <u>の2</u> 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長はTCA(本体	<u> </u>	条番号繰上げ
施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、第1編第2条第2項に基づき	特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、第1編第2条第2項に基づき理事長	
理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなけ	が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければなら	
ればならない。	ない。	

変 更 前	変 更 後	備考
2 臨界ホット試験技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けな	2 臨界ホット試験技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けな	
ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	
3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管	3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管	
理部長並びに臨界技術第2課長に通知しなければならない。	理部長並びに臨界技術第2課長に通知しなければならない。	
4 臨界技術第2課長は、前項の通知を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2	4 臨界技術第2課長は、前項の通知を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2	
課長に通知しなければならない。	課長に通知しなければならない。	
(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)	(削る)	 廃止措置施設となるため削
第18条の3 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管		除
理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量		1/4/
的な施設管理目標を策定しなければならない。		
2 臨界技術第2課長は、前項の定量的な施設管理目標をとりまとめ、臨界ホット試験技		
術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。		
3 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技		
術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。		
4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者		
の同意を得なければならない。		
5 臨界技術第2課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第		
2課長に通知しなければならない。		
(施設管理実施計画等の策定)	(施設管理実施計画等の策定)	
 第 <u>18条の4</u> 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌	 第 <u>7</u> 条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する	条番号繰上げ
する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しな	 設備・機器 <u>(性能維持施設に限る。)</u> について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理	廃止措置に伴う追記
ければならない。	実施計画を策定しなければならない。	
イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。	イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。	
ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。	ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。	
ハ 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関する	ハ 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関するこ	
こと。	と。	
ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期 (原子炉の運転中及び運転	ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。	運転を行わないため削除
<u>停止中の区別を含む。)</u> に関すること。		
ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に	ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関	
関すること。	すること。	
へ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関	へ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関す	
すること。	ること。	
ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に	ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関	
関すること。	すること。	

変更前	変更後	備 考
チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。	チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。	
2 臨界技術第2課長及び工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設	2 臨界技術第2課長及び工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設	
備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理	備・機器(性能維持施設に限る。)について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全	廃止措置に伴う追記
表を策定しなければならない。	整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。	
イ 原子炉施設の工事の方法及び時期	イ 原子炉施設の工事の方法及び時期	
ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期	ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期	
3 第1項及び前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理	3 第1項及び前項において、 <u>廃止措置に係る</u> 施設管理を行う観点から特別な状態にある	廃止措置に伴う変更
を行う観点から特別な状態にある場合は、第5条の定めにより作成する <u>運転実施</u> 計画に	場合は、第5条の定めにより作成する <u>年間管理</u> 計画において特別な状態である期間とそ	廃止措置に伴う変更
おいて特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規	の内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基	
則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全	づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定める	
整理表及び検査要否整理表を定めることができる。	ことができる。	
4 臨界技術第2課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及	4 臨界技術第2課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及	
び検査要否整理表をとりまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならな	び検査要否整理表をとりまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならな	
い。これを変更しようとするときも、同様とする。	い。これを変更しようとするときも、同様とする。	
5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技	5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技	
術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。	術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。	
6 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者	6 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、 <u>廃止措置施設保安</u>	廃止措置に伴う変更
の同意を得なければならない。	<u>主務者</u> の同意を得なければならない。	
7 臨界技術第2課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第	7 臨界技術第2課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第	
2課長に通知しなければならない。	2課長に通知しなければならない。	
(保全活動の実施)	(保全活動の実施)	
第 <u>18条の5</u> 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・	第8条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機	条番号繰上げ
機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めると	器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるとこ	
ころにより、保全活動を実施しなければならない。	ろにより、保全活動を実施しなければならない。	
(保全活動の有効性評価及び改善)	(保全活動の有効性評価及び改善)	
第18条の6 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・		条番号繰上げ
機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性	<u> </u>	
評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わ		
なければならない。	ければならない。	
(定期事業者検査)	(定期事業者検査)	
第19条 原子力施設検査室長は、TCAの定期事業者検査を実施しようとするときは、次		条番号繰上げ
の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を	<u> </u>	ンド田・小小小丁・ハ
策定し、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。これを変更しようとするとき		盛止措置に伴う変更
ハルビッグ <u>ルナル エロンがロロ かしむの</u> ではないがいかいかいの。 これでは父父 しか ノビリ のここ	「COV <u>Nemate Byler New New Tayle And Selection of New New New New New New New New New New</u>	加亚坦巴巴门之久入

変更前	変更後	備考
も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない	ときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響し	
軽微な変更については、この限りでない。	ない軽微な変更については、この限りでない。	
(1) 定期事業者検査計画	(1) 定期事業者検査計画	
イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称	イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称	
ロー検査の項目及び実施体制	ロ 検査の項目及び実施体制	
ハー予定期間	ハー予定期間	
二 施設管理目標	二 施設管理目標	
(2) 定期事業者検査要領書	(2) 定期事業者検査要領書	
イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称	イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称	
ロー検査の項目及び検査場所	ロ 検査の項目及び検査場所	
ハー検査前条件	ハー検査前条件	
ニ 検査の確認方法及び検査手順	ニ 検査の確認方法及び検査手順	
ホー検査の判定基準	ホー検査の判定基準	
2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の	2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の	
求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。	求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。	
3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、臨界技術第2課長、工務第1課	3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、臨界技術第2課長、工務第1課	
長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。	長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。	
4 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたと	4 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたと	
きは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しな	きは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しな	
ければならない。	ければならない。	
5 原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を	5 原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を	
実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受けなければならない。	実施し、検査成績書を取りまとめ、 <u>廃止措置施設保安主務者</u> の確認を受けなければなら	廃止措置に伴う変更
	ない。	
第20条 (削除)	(機能停止措置)	機能停止措置の追加
	るため、炉心タンク上部開放部に溶接で蓋を取り付け、閉止しなければならない。閉止	
	措置が完了するまでは、炉心への燃料装荷を困難にするための措置を講じなければなら	
	ない。	
(修理及び改造)	(修理及び改造)	
第21条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、	第12条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、	条番号繰上げ
ー 特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、そ	ー 特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、そ	
の修理及び改造が、法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号	の修理及び改造が、法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号	
に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術	に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術	
│ │ 部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更し	部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更し	

変更前	変更後	備考
ようとするときも、同様とする。	ようとするときも、同様とする。	
イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称	イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称	
ロ 修理及び改造の内容	ロ 修理及び改造の内容	
ハ 予定期間	ハ 予定期間	
2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ臨	2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ臨	
界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。	界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。	
3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより	3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより	
確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。	確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。	
4 所長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければな	4 所長は、前項の承認をしようとするときは、 <u>廃止措置施設保安主務者</u> の同意を得なけ	廃止措置に伴う変更
らない。	ればならない。	
5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、それぞれ第3項の承	5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、それぞれ第3項の承	
認を受けたときは、当該修理及び改造に関係のある課長等に通知しなければならない。	認を受けたときは、当該修理及び改造に関係のある課長等に通知しなければならない。	
6 臨界技術第2課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射	6 臨界技術第2課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射	
線管理第2課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その	線管理第2課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その	
修理及び改造が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状	修理及び改造が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状	
態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。	態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。	
(使用前事業者検査)	(使用前事業者検査)	
第21条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の	第13条 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号	条番号繰上げ
各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書	に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を策定	
を策定し、 <u>原子炉主任技術者</u> の同意を得なければならない。これを変更しようとすると	し、 <u>廃止措置施設保安主務者</u> の同意を得なければならない。これを変更しようとすると	廃止措置に伴う変更
きも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しな	きも、同様とする。ただし、第1号二の予定期間の変更その他施設の安全性に影響しな	
い軽微な変更については、この限りでない。	い軽微な変更については、この限りでない。	
(1) 使用前事業者検査計画	(1) 使用前事業者検査計画	
イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称	イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称	
ロー工事の内容	ロー工事の内容	
ハー検査の項目及び実施体制	ハー検査の項目及び実施体制	
二 予定期間	二 予定期間	
(2) 使用前事業者検査要領書	(2) 使用前事業者検査要領書	
イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称	イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称	
ロー検査の項目及び検査場所	ロー検査の項目及び検査場所	
ハー検査前条件	ハー検査前条件	
ニ 検査の確認方法及び検査手順	ニ 検査の確認方法及び検査手順	
ホー検査の判定基準	ホー検査の判定基準	
2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項		
の検査に必要な情報を提供しなければならない。	の検査に必要な情報を提供しなければならない。	

変更前	変更後	備考
 3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。 4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。 5 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受けなければならない。 	る課長等に通知しなければならない。 4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当 該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。	廃止措置に伴う変更
(保守結果の報告等) 第 <u>22</u> 条 原子力施設検査室長は第 <u>19</u> 条第 5 項及び前条第 5 項の確認を受けたときは、臨界 技術第 2 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。 2 臨界技術第 2 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、定期事業者検査が終了	— 技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。	条番号繰上げ
したとき、第 <u>21</u> 条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。また、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、結果を併せて臨界技術第2課長に通知しなければならない。 3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。	したとき、第 <u>12</u> 条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。また、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、結果を併せて臨界技術第2課長に通知しなければならない。	条番号繰上げ
4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、 <u>原子炉主任技術者</u> に通知するとともに、所長に報告しなければならない。	4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、 <u>廃止措置</u> 施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。	TCA廃止措置に伴う変更
(原子炉停止中の巡視) 第23条 工務第1課長は、原子炉の停止中において、特定施設について、第18条の4第 1項に定める施設管理実施計画又は同条第3項に定める特別な施設管理実施計画に基 づき巡視しなければならない。		原子炉の運転を行わないた め削除、条番号繰上げ
第4章 燃料要素の管理 (燃料要素の受入れ) 第24条 臨界技術第2課長は、燃料要素を受け入れようとするときは、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。 2 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。 3 臨界技術第2課長は、燃料要素を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項について、点検しなければならない。なお、受入れにおいては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。	第 <u>3</u> 章 燃料要素の管理 (削る)	章番号繰上げ 燃料要素の受入れを行わないため削除

変更前	変更後	備考
(2) 燃料要素の表面密度		
(3) 燃料要素の外観及び寸法		
4 臨界技術第2課長は、前項の点検の終了後、次の各号に掲げる事項について、臨界ホ		
<u>ット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</u>		
<u>(1) 受け入れた年月日</u>		
(2) 点検の結果		
(3) 受け入れた燃料要素の種類及び数量		
(4) 貯蔵状況		
(燃料要素の貯蔵)	(燃料要素の貯蔵)	
第25条 臨界技術第2課長は燃料要素を貯蔵するときは、臨界に達しないようにするた	第16条 臨界技術第2課長は燃料要素を貯蔵するときは、臨界に達しないようにするため、	条番号の繰上げ
め、別表第 <u>9</u> に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵しては	別表第1に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはなら	表番号の繰上げ
ならない。	ない。	
2 臨界技術第2課長は、燃料要素を貯蔵するときは、貯蔵施設に施錠し、別表第 <u>9</u> に掲	2 臨界技術第2課長は、燃料要素を貯蔵するときは、貯蔵施設に施錠し、別表第1に掲	表番号の繰上げ
げる貯蔵場所に貯蔵上の注意事項を表示しなければならない。	げる貯蔵場所に貯蔵上の注意事項を表示しなければならない。	
3 臨界技術第2課長は、貯蔵施設に施錠し、燃料管理業務に従事する者以外の者が立ち	3 臨界技術第2課長は、貯蔵施設に施錠し、燃料管理業務に従事する者以外の者が立ち	
入る場合は、燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。	入る場合は、燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。	
(燃料要素の貯蔵中の点検)	(燃料要素の貯蔵中の点検)	
第26条 臨界技術第2課長は、燃料要素の貯蔵中、6月間に1回、次の各号に掲げる事項	第17条 臨界技術第2課長は、燃料要素の貯蔵中、6月間に1回、次の各号に掲げる事項	条番号の繰上げ
について、点検しなければならない。なお、点検においては、臨界に達しないように燃	について、点検しなければならない。なお、点検においては、臨界に達しないように燃	
料要素を取り扱わなければならない。	料要素を取り扱わなければならない。	
(1) 貯蔵場所の異常の有無	(1) 貯蔵場所の異常の有無	
(2) 貯蔵設備の異常の有無	(2) 貯蔵設備の異常の有無	
(3) 燃料要素の数量	(3) 燃料要素の数量	
(4) 燃料要素の保管状況	(4) 燃料要素の保管状況	
(燃料要素の装荷)	<u>(削る)</u>	原子炉運転を行わないため
第27条 臨界技術第2課長は、燃料要素を炉心に装荷しようとするときは、次の各号に掲		削除
げる事項について、点検しなければならない。なお、装荷においては、臨界に達しない		
ように燃料要素を取り扱わなければならない。		
(1) 炉心証明書に記載された炉心配置であること。		
<u>(2) 燃料要素に異常のないこと。</u>		
2 臨界技術第2課長は、燃料要素を炉心に装荷する場合において、新炉心を構成すると		
きは、計測機器の監視要員を制御室に配置しなければならない。		

変更前	変更後	備考
(燃料要素の使用中の点検)	_(削る)_	燃料を使用しないため削除
第28条 臨界技術第2課長は、使用中の燃料要素に破損が生じた疑いがあるときは、燃料		
要素を点検し、継続使用の可否を判定しなければならない。なお、点検においては、臨		
界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。		
	(燃料要素の輸送容器への収納)	燃料要素の輸送容器への収
	第18条 臨界技術第2課長は、燃料要素を貯蔵施設から輸送容器に収納しようとするとき	納について追加
	は、次の各号に掲げる事項について確認し、1本ずつ収納しなければならない。	
	(1) 輸送容器が燃料要素の運搬に適合していること	
	(2) 輸送容器に異常がないこと (3) は (4) ここと (4) は (5) は (5) は (6) は (7)	
	(3) 収納しようとする燃料要素の番号及び数量	
	(4) 収納しようとする燃料要素の外観	
(燃料要素の払出し)	(燃料要素の払出し)	
第29条 臨界技術第2課長は、所管する燃料要素を払い出したときは、次の各号に掲げる		条番号繰上げ
事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知		
しなければならない。なお、払出しにおいては、臨界に達しないように燃料要素を取り	に通知しなければならない。なお、払出しにおいては、臨界に達しないように燃料要素	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
扱わなければならない。	を取り扱わなければならない。	
(1) 払い出した年月日	(1) 払い出した年月日	
(2) 払い出した燃料要素の種類、番号及び数量	(2) 払い出した燃料要素の種類、番号及び数量	
(3) 燃料要素の表面密度の結果	(3) 燃料要素の表面密度の結果	
	(燃料要素の情報の引渡し)	燃料要素の情報の引渡しに
	第20条 臨界技術第2課長は、所管する燃料要素を払い出したときは、次の各号に掲げる	
	事項を示す情報を、払出先に引き渡さなければならない。	
	(1) 払い出した燃料要素の構造、数量、種類及び性状	
	(2) 払い出した燃料要素の使用履歴	
	(4) 四〇元州文州《大门/汉正	
	第4章 放射性廃棄物の保管	放射性廃棄物の保管につい
	(放射性廃棄物の保管)	て追加
	第21条 臨界技術第2課長は、TCAにおける放射性廃棄物のうち、TCAで保管する廃	
	棄物は、別表第2に掲げる保管場所において、制限量を超えないように保管しなければ	
	<u>ならない。</u>	
	(放射性廃棄物の保管中の点検)	放射性廃棄物の保管中の点
	第22条 臨界技術第2課長は、放射性廃棄物の保管中、3か月間に1回、固体廃棄物につ	
	Missa、 MM IX M M M M M M M M M M M M M M M M M	

変更前	変更後	備考
	いて、保管場所の異常の有無及び廃棄物の保管状況を点検しなければならない。	
第5章 異常時の措置	第5章 異常時の措置	
第1節 警報装置及び緊急停止連動装置が作動した場合の措置	<u>(削る)</u>	運転がないため削除
(警報装置が作動した場合の措置)		
第30条 TCA運転長は、別表第3に掲げる警報装置が作動したときは、その原因及び状		
況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じるとともに、その状況を臨界技術		
第2課長に通報しなければならない。		
この場合において、その原因が特定施設にあるときは、工務第1課長に通報しなければな		
らない。		
2 工務第1課長は、第1項の通報を受けたときは、正常状態に復帰するための措置を講		
ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置をTCA運転長に通報しなければな		
<u>らない。</u>		
3 TCA運転長は、前項の通報を受けた時は、その旨を臨界技術第2課長に通報しなけ		
<u>ればならない。</u>		
4 臨界技術第2課長は、第1項で作動した警報装置が正常状態に復帰できないときは、		
警報原因の区分に応じた別表第10に示す措置を講じなければならない。		
(緊急停止連動装置が作動した場合の措置)		
第31条 TCA運転長は、緊急停止連動装置が作動したときは、臨界技術第2課長、工務		
第1課長及び放射線管理第2課長に通報するとともに、その原因及び状況を調査し、復		
<u>旧措置を講じなければならない。</u>		
2 工務第1課長は、前項の通報を受けた場合において、その原因が特定施設にあるとき		
は、その原因及び状況を調査し、復旧措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに		
講じた措置をTCA運転長に通報しなければならない。		
3 TCA運転長は、前項の通報を受けた時は、その旨を臨界技術第2課長に通報しなけ		
<u>nばならない。</u>		
(原子炉が計画外停止した場合の措置)		
第32条 臨界技術第2課長は、第31条に定める緊急停止連動装置が作動したとき、第30条		
に定める警報装置が正常状態に復帰できずに原子炉を停止したとき、又は原子炉施設の		
保安を確保する必要から計画外に原子炉を手動停止したとき(以下この編において「計		
画外停止」という。)は、計画外停止となった原因を除去するための措置を講ずるとと		
もに、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。		
(1) 作動した緊急停止連動装置又は警報装置の項目及びその原因		
(2) 中性子出力の正常な低下		

変更前	変更後	備考
(3) 安全板の完全挿入		
(4) 炉心タンク内水の完全排水		
2 臨界技術第2課長は、原子炉が計画外停止したときは、放射線管理第2課長に通報し		
なければならない。		
3 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けたときは、放射性物質の施設外及び施設内		
4 臨界技術第2課長は、第1項の措置及び確認を行った場合並びに前項の通報を受けた		
場合は、臨界ホット試験技術部長、原子炉主任技術者及び施設安全課長に通報しなけれ		
ばならない。		
<u> </u>		
ない。		
(計画外停止後に原子炉を再起動する場合の措置)		
第33条 臨界技術第2課長は、原子炉が計画外停止した場合において、前条に規定する措		
置を講じた結果、原子炉の運転を再開しようとするときは、次の各号に掲げる事項を確		
認しなければならない。		
(1) 緊急停止連動装置及び警報装置が正常に復帰していること。		
(2)作動した緊急停止連動装置又は警報装置の計器及び原子炉の運転に係る放射線測定		
機器の指示が正常な値を示していること。		
(3) 第14条第1項及び第2項により確認した状態が維持されていること。		
2 臨界技術第2課長は、前項の確認ののち、原子炉を再起動する場合は、臨界ホット試		
験技術部長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、臨界		
ホット試験技術部長の承認を受けないで原子炉を再起動することができる。		
(1) TCA施設外で電気事故が発生し、その事故の波及又は波及防止の措置として原子		
<u>炉を停止したとき。</u>		
(2) 自然災害(地震を除く)が発生し、その波及防止の措置として原子炉を停止したと		
<u>き。</u>		
3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の		
同意を得なければならない。		
第2節 点検等において異常を認めた場合の措置	第1節 点検等において異常を認めた場合の措置	節番号繰上げ
(点検等において異常を認めた場合の措置)	(点検等において異常を認めた場合の措置)	
第34条 臨界技術第2課長は、第14条の運転開始前の点検、第18条の運転停止後の点検並	第23条 臨界技術第2課長は、第27条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その	条番号繰上げ、運転に係る
<u>びに</u> 第 <u>37</u> 条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、	原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。ま	記載の削除
正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設	た、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しな	
に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。	ければならない。	

変更前	変 更 後	備考
2 工務第1課長は、第14条の運転開始前の点検、第17条の原子炉運転中の巡視、第18条	2 工務第1課長は、第 <u>15</u> 条の巡視並びに第 <u>27</u> 条の地震後の点検の結果、異常を認めたと	条番号繰上げ、運転に係る
<u>の原子炉停止後の点検、第23</u> 条の <u>原子炉停止中の</u> 巡視並びに第 <u>37</u> 条の地震後の点検の結	きは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じるとともに	記載の削除
果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措	臨界技術第2課長に通報しなければならない。	
置を講じるとともに臨界技術第2課長に通報しなければならない。		
3 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合、第2編第56条の定めにより放射線管	3 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合、第2編第56条の定めにより放射線管	
理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けた場合及び第1項の調査の結果、その異常	理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けた場合及び第1項の調査の結果、その異常	
が <u>原子炉の運転</u> に支障を及ぼすと認めるときは、 <u>原子炉の運転中にあっては原子炉を停</u>	が <u>TCAの保安</u> に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び <u>廃止措置</u>	TCA廃止措置に伴う変更
<u>止するとともに、</u> 臨界ホット試験技術部長及び <u>原子炉主任技術者</u> に通報しなければなら	<u>施設保安主務者</u> に通報しなければならない。	
ない。		
4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければなら	4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければなら	
ない。	ない。	
(火災発生時の措置)	(火災発生時の措置)	
第34条の2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、施設に火災が	第24条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、施設に火災が発生	条番号繰上げ
発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保	した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保する	
するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。	ための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。	
2 火災鎮火後、臨界技術第2課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管	2 火災鎮火後、臨界技術第2課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理	
理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならな	第2課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。	
\v_∘		
3 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を臨界技術第2課長に通	3 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を臨界技術第2課長に通	
報しなければならない。	報しなければならない。	
4 臨界技術第2課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨	4 臨界技術第2課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨	
界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。	界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。	
第3節 燃料要素に異常を認めた場合の措置	第2節 燃料要素に異常を認めた場合の措置	節番号繰上げ
ー (燃料要素に異常を認めた場合の措置)	 (燃料要素に異常を認めた場合の措置)	
第35条 臨界技術第2課長は、燃料要素に異常を認めたときは、次の各号に掲げる措置を	第25条 臨界技術第2課長は、燃料要素に異常を認めたときは、次の各号に掲げる措置を講	条番号繰上げ
講ずるとともに、その状況を臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任	ずるとともに、その状況を臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、 <u>廃止措置施設</u>	TCA廃止措置に伴う変更
<u>技術者</u> に通知しなければならない。	<u>保安主務者</u> に通知しなければならない。	
(1) 異常な燃料要素と正常な燃料要素とを区分し、識別の容易な措置を講ずること。	(1) 異常な燃料要素と正常な燃料要素とを区分し、識別の容易な措置を講ずること。	
(2) 汚染があるときは、放射線管理第2課長と協議して放射線管理上の措置を講ずるこ	(2) 汚染があるときは、放射線管理第2課長と協議して放射線管理上の措置を講ずるこ	
と。	と。	
(燃料要素の紛失を発見した場合の措置)	(燃料要素の紛失を発見した場合の措置)	
第36条 臨界技術第2課長は、燃料要素の紛失を発見したときは、臨界ホット試験技術部		条番号繰上げ
- 長及び <u>原子炉主任技術者</u> に通報しなければならない。	- 長及び <u>廃止措置施設保安主務者</u> に通報しなければならない。	TCA廃止措置に伴う変更

変更前	変更後	備考
第 <u>4</u> 節 地震後の措置 (地震後の措置)	第 <u>3</u> 節 地震後の措置 (地震後の措置)	節番号繰上げ
第37条 震度4以上の地震が発生したときは、臨界技術第2課長は本体施設を、工務第1 課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設をそれぞれ点検し、TCAの 保安に影響がないことを確認しなければならない。 2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果を臨界技術第2課長に通報しなければならない。 3 臨界技術第2課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨 界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。	第27条 震度4以上の地震が発生したときは、臨界技術第2課長は本体施設を、工務第1 課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設をそれぞれ点検し、TCAの 保安に影響がないことを確認しなければならない。 2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果を臨界技術第2課長に通報しなければならない。 3 臨界技術第2課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨 界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。	条番号繰上げ
第 <u>5</u> 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)	第 <u>4</u> 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)	節番号繰上げ
第38条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条第1項第3号において定める連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を臨界技術第2課長に通報しなければならない。	第28条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条第1項第3号において定める連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を臨界技術第2課長に通報しなければならない。	条番号繰上げ
2 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がTCAの <u>運転</u> に 支障を及ぼすと認めたときは、臨界ホット試験技術部長及び <u>原子炉主任技術者</u> に通報し なければならない。	2 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がTCAの <u>保安</u> に 支障を及ぼすと認めたときは、臨界ホット試験技術部長及び <u>廃止措置施設保安主務者</u> に 通報しなければならない。	
3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、TCAの保安に必要な措置 を講ずるよう指示するとともに、その異常がTCAの保安に重大な影響があると認めた ときは、所長に通報しなければならない。	3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、TCAの保安に必要な措置 を講ずるよう指示するとともに、その異常がTCAの保安に重大な影響があると認めた ときは、所長に通報しなければならない。	
第 <u>6</u> 節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)	第 <u>5</u> 節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)	節番号繰上げ
第 <u>39</u> 条 臨界技術第2課長は、第5章第1節から第 <u>5</u> 節の規定において、当該異常の状況が非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると認めたときは、第1編第40条第3項及び第42条第2項の定めにより措置しなければならない。		条番号及び節番号繰上げ
第6章 放射線管理 (管理区域の区分)	第6章 放射線管理 (管理区域の区分)	
第 <u>40</u> 条 TCAに係る管理区域の区分は、別図第2に示すとおりとする。	第30条 TCAに係る管理区域の区分は、別図第2に示すとおりとする。	条番号繰上げ

変 更 前	変更後	備考
(放射線測定機器)	(放射線測定機器)	
第 <u>41</u> 条 第2編第38条第1項に定めるTCAに係る放射線測定機器は、別表第 <u>11</u> 及び別表	第 <u>31</u> 条 第2編第38条第1項に定めるTCAに係る放射線測定機器は、別表第 <u>3</u> 及び別表	条番号及び表番号繰上げ
第 <u>12</u> に掲げるとおりとする。	第 <u>4</u> に掲げるとおりとする。	
(放射線測定機器の警報装置の作動条件)	(放射線測定機器の警報装置の作動条件)	
第42条 放射線管理第2課長は、別表第13に掲げるところにより警報装置が作動するよう	第32条 放射線管理第2課長は、別表第5に掲げるところにより警報装置が作動するよう	条番号及び表番号繰上げ
設定しなければならない。	設定しなければならない。	
	第7章 保安教育	TCA廃止措置に伴う追加
	(保安教育項目のうち原子炉施設の構造、性能及び運転に関することの教育内容)	
	第33条 第1編別表第5に定める保安教育項目のうち原子炉施設の構造、性能及び運転に	
	関することの教育内容は、別表第6に掲げるとおりとする。	

変更前		変更後	備考
別表第1 炉心構成の条件(第2条関係)		<u>(削る)</u>	関係条項削除のため
項 目	<u>条</u> 件		
(1) 燃料要素の最大挿入量と炉心の減速材と燃料体と			
1 領域炉心			
1) 2.6w/o濃縮UO2で構成される炉心			
最大挿入量	720 本		
減速材と燃料体との体積比	<u>1. 50, 1. 83, 2. 48, 3. 00</u>		
2) 2.7w/o富化PuO ₂ -UO ₂ で構成される炉心			
最大挿入量	592 本		
減速材と燃料体との体積比			
1) 2.6w/o濃縮UO2と3.2w/o濃縮UO2(I型) で構成される炉心			
<u>で構成される炉心</u> a) 2.6w/o濃縮UO₂で構成される領域			
<u>a) 2.6W/6優補6002 (構成される関域</u> 最大挿入量	720 本		
減速材と燃料体との体積比	1. 50, 1. 67, 1. 83		
b) 3.2w/o濃縮UO ₂ (I型)で構成される領域	1, 30, 1, 31, 1, 30		
最大挿入量	200 本		
減速材と燃料体との体積比	1. 50, 1. 56		
<u>2) 2.6w/o濃縮UO₂と3.2w/o濃縮UO₂(Ⅱ型)</u>			
で構成される炉心(四角格子炉心)			
a) 2.6w/o濃縮UO2で構成される領域			
最大挿入量	720 本		
減速材と燃料体との体積比	<u>1. 44</u>		
<u>b) 3.2w/o濃縮UO₂(Ⅱ型)で構成される領域</u>	441 +		
<u>最大挿入量</u> 減速材と燃料体との体積比	<u>441 本</u>		
<u> </u>	0. 56, 0. 75, 1. 00, 1. 42		
で構成される炉心 (三角格子炉心)			
a) 2.6w/o濃縮UO ₂ で構成される領域			
最大挿入量	720 本		
減速材と燃料体との体積比	1. 44		
b) 3.2w/o濃縮UO₂(Ⅱ型)で構成される領域			
最大挿入量	397 本		
減速材と燃料体との体積比	<u>0. 56, 1. 42</u>		
4) 2.6w/o濃縮UO ₂ と2.7w/o富化PuO ₂ -UO ₂			
で構成される炉心			
<u>a) 2.6w/o濃縮UO</u> 2で構成される領域	700 +		
最大挿入量	<u>720 本</u>		
<u>減速材と燃料体との体積比</u> b) 2. 7w/o 富化 PuO 2-UO 2で構成される領域	<u>1. 83</u>		
<u>D) 2.7W/0 角化 PUO 2 で (</u>	592 本		
減速材と燃料体との体積比	1. 77, 2. 98		
5) 2. 6w/o 濃縮UO ₂ と 4. 9w/o 富化 PuO ₂ -UO	<u></u>		
1 27 2. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	·		

変更前		変更	後	備考
 で構成される炉心 a) 2.6w/o 濃縮UO₂で構成される領域 最大挿入量 減速材と燃料体との体積比 b) 4.9w/o 富化 PuO₂-UO₂で構成される領域 最大挿入量 減速材と燃料体との体積比 6) 2.6w/o 濃縮UO₂と実験用燃料要素で構成される炉心 	720 本 1.50 100 本 2.40, 2.96			
a) 2.6w/o 濃縮UO ₂ で構成される領域 最大挿入量 減速材と燃料体との体積比 b) 実験用燃料要素で構成される領域 最大挿入量 領域の体積	720 本 1.83,2.48 100 本 臨界状態にある炉心構成 いて、炉心全体の体積の 以下。ただし、この場合 心体積とは、1単位格子 める体積 (1燃料要素 燃料要素あたりの減速材 めた体積) に燃料要素数			
(2) 最大過剰反応度(模擬ポイズン、模擬ボイド等炉されているもので、運転中に原子炉の反応度に影響おそれのないものの等価反応度以外の潜在反応度をイーウラン燃料装荷炉心ロープルトニウム燃料装荷炉心ロープルトニウム燃料装荷炉心のウラン燃料及びプルトニウム燃料混合装荷炉心(3) 安全板の負反応度(4) 臨界水位(5) 臨界近くの反応度付加率(6) 実験制御棒(使用する場合に限る。)の等価反応	 じたものとする。 0.5 % Δ k/k 及び 0.8 ドル 0.4 % Δ k/k 及び 0.8 ドル 0.8 ドル以下 停止余裕 1% Δ k/k 以上 40cm 以上 0.02 % Δ k/k/s 以下 0.4 % Δ k/k 以下 			
(7) 液体ポイズン濃度 (8) 減速材温度 (9) 燃料要素の濃縮度 (イ) 235 U (p) 239 Pu (10) 高速給水停止スイッチ設定値	溶解度の5分の1以下 80°C以下 90 w/o 以下 92 w/o 以下 Keff=0.9以下			

	変更前	変更後	備考
別表第2 緊急停止連動	装置の作動条件(第 12 条関係)	<u>(削る)</u>	関係条項削除のため
項目	作 動 条 件		
短炉周期*	起動系炉周期が10秒以下になったとき。(2 out of 3)		
<u> </u>	運転系炉周期が10秒以下になったとき。		
古山州フ古	中性子束レベルが各測定レンジの100%を超えたとき。		
高中性子東	中性子束レベルが200W相当値を超えたとき。		
	<u>炉心タンク水位が運転水位制限スイッチ(上段)に達した</u>		
炉心タンク高水位	<u>とき。</u>		
	<u>炉心タンク水位が後備水位制限スイッチに達したとき。</u>		
<u>炉室扉開放</u>	<u>炉室入口扉が開いたとき。</u>		
電源異常	中性子検出器高圧電源規定値低下割合が40%を超えたと		
<u>电你共币</u>	<u>*</u>		
地震	地震加速度が水平方向に 0.25 m/s² を超えたとき。		
手動スクラム	手動スクラムボタンを押したとき。		
*解除の条件:臨界未	満状態でパルス中性子実験を行うことを目的とすること。_		
		(火山 マ)	間広々活動なった は
別表第3 警報装置の作	動条件(第 13 条関係)	<u>(削る)</u>	関係条項削除のため
<u>項</u> 目	作 動 条 件		
短炉周期*	原子炉周期が15秒以下になったとき。		
高中性子東	中性子東レベルが各測定レンジの 80%を超えたとき。		
	中性子計数率が3 s - 1以下になったとき。		
低中性子束指示	中性子東レベルが各測定レンジの 10%以下になったと		
	き。		
<u>炉心タンク高水位</u>	運転水位制限スイッチの下段スイッチに達したとき。		
<u>ダンプタンク高水位</u>	ダンプタンクの水位が設定値(約8m³)を超えたとき。		
高電導度	炉心タンクの水の電導度が 4 μ S/cm を超えたとき。		
<u>BEAK</u>	ダンプタンクの水の電導度が4μS/cmを超えたとき。		
水モニタ高指示	ダンプタンクの水モニタの指示が設定値を超えたとき。		
<u>炉室扉施錠不完全</u>	炉室扉が開いたとき。		
操作空気圧不十分	操作空気圧が 0.39 MPa 以下になったとき。		
廃水ピット高水位	廃水ピットの水位が設定値を超えたとき。		
廃水タンク高水位	廃水タンクの水位が設定値(約 $1.7 \mathrm{m}^3$)を超えたとき。		
*解除の条件:臨界未	満状態でパルス中性子実験を行うことを目的とすること。_		

	変更前			変更後	備考
別表第4 原子炉の起	動時に正常に作動しているべ	<u> き施設・設備(第14条関係)</u>	<u>(削る)</u>		関係条項削除のため
施	設	<u>設</u> 備			
	原子炉本体	炉心			
	<u> </u>	<u> 炉心タンク</u>			
本体施設	原子炉冷却系統施設	<u>ダンプタンク</u>			
(臨界技術第2課 <u>長)</u>		中性子計測設備			
	計測制御系統施設	<u>炉心タンク水位計</u>			
		制御設備			
		緊急停止連動装置			
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄設備			
特定施設	<u> </u>	液体廃棄設備			
(工務第1課長)		受変電設備			
	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備			
		空気圧縮設備			
別表第5 原子炉運転	後の本体施設及び特定施設の)点検(第18条関係)	_(削る)_		関係条項削除のため
施 設	<u>設 備 等</u>	確認すべき設備状態			
<u>本体施設</u> (<u>臨界技術第2課</u> <u>長)</u>	計測制御系給電盤	電源断			
_	受変電設備	商用電源電圧			
特定施設	非常用電源設備	機器の停止			
(工務第1課長)	気体廃棄設備	排風機の作動状態			
	液体廃棄設備	貯槽の水位			
	空気圧縮設備	電源断			
別表第6 (削除)			 <u> (削る)</u>		
別表第7 (削除)					記載の適正化
別表第8 (削除)			<u>(</u> 削る)		記載の適正化

		変	更前					変	更後			備考
川表第 <u>9</u> 貯蔵施設に	おける燃料	料要素の貯	蔵制限量(第	〔 <u>25</u> 条関係)		別表第1 則	r蔵施設におり	ける燃料要素の貯	蔵制限量(第 <u>16</u>	条関係)		表番号及び条番号繰上げ
種類		貯	蔵 施 設	蔵 施 設				貯	蔵 施 設		制限量	
1里	貯	蔵場所	貯 蔵	設備	制限量	7里	规	貯蔵場所	貯 蔵	設備	即似重	
ウラン、プルトニウ ム、及びトリウム	燃料	計蔵室	燃料要素格個	各納容器 20	10トン	ウラン、フ ム、及びト		燃料貯蔵室	燃料要素格組個	9容器 20	10トン	
						別表第2 が	対性廃棄物の)保管場所(第21	条関係)_			放射性廃棄物の保管場所
						放射	性廃棄物	保 管	場 所	制	限量	追加
						固体	<u>廃棄物</u>	<u>作</u>	三業室	2000ドラ	ム缶換算 14 個	
表第10 警報装置が	復帰できた	こかったと	きの措置(第	(30条関係)								
警報原因の区分	措置		装置の項目	1	【は停止の条件	(削る)						関係条項削除のため
		短炉周期	<u>明</u>									
		高中性	子東									
		低中性	7. 古华二	ただし、臨身	『未満状態での運							
		似中注:	广州行小	転を行う場合	合は運転継続							
原子炉施設の保安		ダンプク	タンク高水									
<u>に</u>		<u>位</u>		-								
影響を及ぼすと考	運転停	水モニク	タ高指示	ただし、出力	り運転を行う場合							
<u>À</u>	<u>止</u>		1.4411.4	は運転継続								
られる場合	_				容性吸収体を使用							
		高電導度	<u> </u>		<u> </u>							
			6 NA A	続								
			<u>拖錠不完全</u>									
		-	<u> </u>									
			ソト高水位									
 原子炉施設の保安		廃水グン	/ク高水位									
	運転継											
<u>に</u> 影響を与えない場	続	炉心タン	/ク高水位	正常状態であ	あるため運転継続							
<u>合</u>	<u>///// / / / / / / / / / / / / / / / / </u>											
-												

			更 東				変更後						備考
別表第 <u>11</u> 放射	寸線測定機器	器及び測定箇所	· (第 <u>41</u> 条	:関係)			別表第 <u>3</u> 放射線測定機器及び測定箇所(第 <u>31</u> 条関係)						表番号及び条番号の繰上げ
機器種別	測定箇所	指示範囲	数	量	使 用 方 法	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	使 用 方 法	測定線種	
排気ダスト モニタ	排気口	$10^{-1} \sim 10^{5}$ s	s ⁻¹]		気中の放射性塵埃濃 の連続監視に用い	ベータ線	排気ダストモニタ	排気口	10 ⁻¹ ∼10 ⁵ s ⁻	1 1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視に用いる。		
ガンマ線 エリアモニ タ	W-Fr. I	10 ⁻¹ ~10 ⁵ μ Sv/h	3	3	里区域内の線量当量	ガンマ線	ガンマ線 エリアモニ タ	施設内	$10^{-1} \sim 10^{5}$ $\mu \text{ Sv/h}$	3	管理区域内の線量当: 率の連続監視に用いる	ガンマ線	
中性子線 エリアモニ タ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5$	s ⁻¹ 1	率0	D連続監視に用いる。	中性子線			(ř	削る)_			TCA廃止措置に伴う放射 線測定機器の見直し
引表第 <u>12</u> 放射	寸線測定機器	景及び設置箇所	· (第 <u>41</u> 条	:関係)			別表第 <u>4</u> 放射	線測定機器	及び設置箇所(第	亨 <u>31</u> 条関	 係)		表番号及び条番号の繰上げ
機器	種 別	設置箇所	数量	使	更用 方 法	測定線種	機器	種 別	設置箇所	数量	使 用 方 法	測定線種	
ハンドフット	クロスモニ	- 管理区域 出入口	1		、衣服等の表面密度 に用いる。	ベータ線	ハンドフット タ	クロスモニ	管理区域 出入口	1	手、足、衣服等の表面 密度の測定に用いる。	ベータ線	
表面汚染検査月 メータ	用サーベイ		各 2		機器等の表面密度に用いる。	アルファ線 ベータ線	表面汚染検査メータ	用サーベイ		各 2	床及び機器等の表面 密度の測定に用いる。	アルファ線 ベータ線	
ガンマ線サー〜	ベイメータ	施設内	2	線量当	i量率の測定に用い	ガンマ線	ガンマ線サー	・ベイメータ	施設内	2	線量当量率の測定に用	ガンマ線	
中性子線サー~	ベイメータ		1	る。		中性子線	中性子線サー	ベイメータ	*	1	いる。	中性子線	
				l			*TCAの施設	†内に燃料要	素が存在しない場	- 場合は不	要とする。		TCA廃止措置に伴う放射 線測定機器の見直し
引表第 <u>13</u> 放射	寸線測定機器	景の警報装置の	作動条件	:(第 <u>42</u>	条関係)		別表第 <u>5</u> 放射	線測定機器	の警報装置の作動	か条件 ((第 <u>32</u> 条関係)		表番号及び条番号の繰上け
測定機	器	測定対象	測定	線種	警報装置の作動	条件	測定機器	<u> </u>	測定対象	測定線	種 警報装置の作動	协条件	
排気ダスト	モニタ	排気口の放射性 塵埃の濃度	生べー	タ線	1日平均して 4×10 ⁻⁶ Bq/cm ³ .	以上 注)	排気ダストモ	・ニタ	気口の放射性 埃の濃度	ベータ	泉 1 日平均して $4 imes 10^{-6}$ Bq/cm	3以上注)	
エリアモニ	ター	作業環境の線量 当量率	載 ガン 中性	マ線 子線 子線	警報設定値に達した	とき	エリアモニタ		業環境の線量 量率	ガンマ	線警報設定値に達した	ことき	TCA廃止措置に伴う放射
主)警報装置の)作動条件の	り値は、バック	グラウン	ドを除っ	く値とする。なお、こ	の値より	注) 警報装置の	作動条件の作	直は、バックグラ	ウンド	を除く値とする。なお、こ	.の値より低	線測定機器の見直し
低い値で作動	かさせること	こができるもの	とする。				い値で作動さ	せることが	できるものとする) ₀			

変更前		変 更 後	備考
	別表第6 保安教育の	教育内容(第33条関係)	廃止措置に伴う追加
	保安教育項目	教育内容	
		廃止措置計画に関すること。	
	原子炉施設の構造、	主要な設備の構造、機能及び性能に関すること。	
	性能及び運転に関す	主要な設備の運転管理及び保守管理(機能停止措置及び工事計	
	<u>ること</u>	画を含む。) に関すること。	
		異常時の措置に関すること。	

変更前	変更後	備考
別図第2(その1) TCA1階平面図(第 40 条関係) TCA1階平面図(第 10 条関係) TCA1階平面図(第 10 条関係) TCA1階平面図(第 10 条関係)	別図第2(その1) TCA1階平面図(第 <u>30</u> 条関係)	条番号繰上げ 条番号繰上げ は は は は は は は は は は は は は は は は は は
別図第2(その2) TCA地階平面図(第 <u>40</u> 条関係) (図省略)	別図第2(その2) TCA地階平面図(第 30 条関係)(変更なし)	条番号繰上げ